再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用する被保険者の当該制度の利用の開始前に、当該被保険者に係る仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。）を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした期間が二週間以上又は介護休業をした日数を合算した日数が十四日以上であるもの

ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用した期間が六週間以上又は当該制度を利用した日数を合算した日数が四十二日以上であるもの

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ロに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）が生じた事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円））

(2)　前号ロに該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円））

5　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ・ロ　（略）

ハ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)に該当するもの）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、小学校就学の始期に達するまでの子の看護等のための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者が育児休業を一箇月以上（当該被保険者が労働基準法第六十五条第二項の規定により休業した場合にあつては、当該休業をした期間を含む。ニにおいて同じ。）取得し、当該育児休業から復帰した日から起算して六箇月以内に、当該制度に基づき、当該有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して二十時間（当該被保険者の配偶者が当該中小企業事業主に雇用されている場合は、当該配偶者の取得時間と合計して二十時間）以上の有給休暇を取得させたもの

(2)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画又は仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用する被保険者の当該制度の利用の開始前に、当該被保険者に係る仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。）を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした期間が一箇月以上又は介護休業をした日数を合算した日数が三十日以上であるもの

ロ　その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた事業主であつて、当該被保険者の仕事と介護との両立に資する勤務制度を利用した期間が三箇月以上又は当該制度を利用した日数を合算した日数が九十日以上であるもの

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ロに該当する被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）が生じた事業主（この(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　十九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）（中小企業事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ロに該当する被保険者（期間を定めて雇用する労働者に限る。）が生じた事業主（この(2)の規定による支給を受けたものを除く。）　十九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円））

5　育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ・ロ　（略）

（新設）